

令和2年2月28日

生徒・保護者の皆様

県立瀬谷西高等学校長

生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の
学校における当面の対応について（お知らせ）

早春の候 保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととご拝察申し上げます。また、日ごろより本校の教育活動にご理解とご協力を賜り改めまして感謝申し上げます。このほど、生徒等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の県立学校の当面の間の対応について、県教育委員会より通知がありました。

本校における対応は、次の通りです。なお、不明の点がありましたら、問合せ先まで遠慮なくご連絡ください。

1 生徒等が罹患した場合

- (1) 生徒等に罹患者が生じ、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部を休業とします。（学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第20条）休業の決定にあたっては、県教育委員会と協議して決定します。
- (2) (1)の期間については、罹患状況等を踏まえ、保健所からの要請や、主治医、学校医の意見を聴取の上、県教育委員会と協議して決定します。
- (3) 当該生徒等に対しては、治癒するまでの間（他者への感染の恐れがなくなるまでの間）、学校保健安全法（昭和33年4月10日法律第56号）第19条による出席停止の措置を取ることとします。（令和2年2月18日付け文部科学省事務連絡）

2 症状があり罹患の疑いがある場合

- (1) 生徒等に発熱等の風邪の症状が見られるときは、無理をせずに自宅で休養するようお願いいたします。その場合には、必ず学級担任まで連絡をお願いいたします。
- (2) 自宅休養した場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととします。
- (3) 生徒等に次のいずれかの症状がある場合は、保護者に対して「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう要請いたします。（令和2年2月21日付け神奈川県HP）

神奈川県HP <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/support.html>

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。

詳しくは右下のQRコードからご覧いただけます。



・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む。）

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

なお、センター相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介いたします。

(4) 生徒等が濃厚接触者に特定された場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。（令和2年2月25日付け文部科学省事務連絡）

(5) 生徒等が濃厚接触者に特定された場合は、県教育委員会に速やかに報告させていただきます。（令和2年2月25日付け文部科学省事務連絡）

3 生徒に症状がないが罹患の疑いがある場合

(1) 外出を控え、自宅に滞在させるように指導してください。（令和2年2月13日文部科学省事務連絡）

(2) すみやかに「神奈川県新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル又は市町村が設置している相談窓口」に相談するようにお願いします。

(3) 罹患している疑いがある、又は罹患している恐れのある生徒等に対して、治癒するまでの間（他者への感染の恐れがなくなるまでの間）、学校保健安全法第19条による出席停止の措置を取らせていただきます。

(4) 症状が出現した場合及び濃厚接触者に特定された場合には、2のとおり対応させていただきます。

問合せ先

副校長 日下 肇

電話 (045) 302-3536 (直通)